

令和2年 第9回 農業委員会総会

日 時 令和2年9月25日（金） 午後3時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
3 番 仲西 栄二	4 番 下地 功祐	5 番 山城 学	6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治	2 番 金城 正弘	3 番 大城 久	4 番 玉城 賢清
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 玉城 信栄	8 番 大城 勇
9 番	10 番 新垣 芳隆	11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋健治		

【欠席委員】

9 番推進員 伊礼幸清

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 金城 伊作

農政課 上原 一斗

【議事録署名人】

2 番農業委員 百次 成仁 5 番農業委員 山城 学

【議事日程】

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第45号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第2 | 議案第46号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第3 | 議案第47号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第48号 | 農地法第3条買受適格証明願いについて |
| 日程第5 | 議案第49号 | 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について |
| 日程第6 | 議案第50号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について |

令和2年 第8回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、令和2年第9回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。それでは会長よろしくお願ひします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。いよいよ今期の総会最後となりますが、色々ありましたが無事最後まで出来たことを嬉しく思います。それでは令和2年第9回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は2番農業委員百次成仁委員、5番農業委員山城学委員です。次回調査委員は、未定です。 【議事日程】 日程第1 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（22件） 日程第2 議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（1件） 日程第3 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（3件） 日程第4 議案第48号 農地法第3条買受適格証明願ひについて（2件） 日程第5 議案第49号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（87件） 日程第6 議案第50号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について（2件） 【議題の審議】 今回は、日程第5の議案第49号を先に説明をお願いしたいと思っておりますので、宜しくお願ひします。
農政課	推進委員が先月居ませんでしたので、概要を説明し議案49号2-195～2-282を読み上げて説明。
委員	何故件数が増えたかの説明を受けたいのですが。
事務局	今回、コロナウイルスの影響を受けて生産者に対して、国による高収益作物次期作交付金と言う事業がありまして、10a当たり5万円、施設花卉について

	は、10a 当たり 80 万円の交付金を受け取ることが出来る事業となっています。 申請にあたり面積の捉え方については、農業委員会の農地台帳等公的資料に記載された圃場面積となっているため、利用権設定は農地法 3 条の権利設定された圃場でないと交付対象にならないとなっており、今回 JA が取りまとめて 9 月末頃に申請すると聞いております。急に増えた理由として、届け出たが 5 年が過ぎ契約期限が切れているが、お互いに事を済ませている。また、親子間でも世帯が別になった場合も認められない。台帳に記載されないことには申請が出来ないとの説明を受け、急に申し込みが増えている。
会長	他にご意見等ありますか。
委員	今、考えると相対がそれだけ違反とまでは言わないが、あったということですよ。これだけ分からない事があったとなりますが、我々としては良かった。良いことだよね。ちゃんと契約するので。
会長	そう言う事になる。それでは議案 49 号について、議案通り可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案 49 号は可とします。それでは次に、議案第 50 号農地中間管理事業の推進に関する法律農用地利用配分計画案について事務局説明をお願いします。
事務局	2-27 国吉の 3 筆で 5 年間の賃借権設定であります。2-28 座波の 2 筆で同じく 5 年間の賃借権の設定であります。
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしくお願いします。質問がなければ、可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしとのことで、議案第 50 号は可とします。次に議案 45 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。1 番は糸洲の 3 筆で、10 年間の使用賃借

	権設定であります。2 番は阿波根の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。3 番は阿波根の 1 筆で、5 年間の賃借権設定であります。4 番は阿波根の 1 筆で売買による所有権移転であります。5 番は潮平の 1 筆で 5 年間の賃借権設定であります。6 番は米須の 5 筆で 3 年間の使用貸借権の設定であります。7 番は米須の 1 筆で 3 年間の使用貸借権の設定であります。8 番は糸洲の 1 筆で売買による所有権移転であります。9 番は名城の 1 筆で売買による所有権移転であります。10 番は新垣の 1 筆で売買による所有権移転であります。11 番は小波蔵の 1 筆で売買による所有権移転であります。12 番は糸洲の 2 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。13 番は名城の 6 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。14 番は新垣の 1 筆で売買による所有権移転であります。15 番は新垣の 1 筆で売買による所有権移転であります。16 番は与座の 1 筆で売買による所有権移転であります。17 番は喜屋武の 2 筆で売買による所有権移転であります。18 番は座波の 3 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。19 番は座波の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。20 番は照屋の 1 筆で売買による所有権移転であります。21 番は真栄平の 1 筆で売買による所有権移転であります。22 番は座波の 1 筆で売買による所有権移転であります。 以上です
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	10 番、14 番、15 番はあっせん事業であったはずだが？
事務局	備考欄への記入漏れです。あっせんありがとうございました。
会長	他に質問がなければ只今の案件について、可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 45 号は可とします。次に議案第 46 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明願います。
事務局	それでは、8 ページをお開き下さい。1 番は阿波根の 3 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用であります。今回、現場は私の方で見ってきましたので報告します。9 ページをお開き下さい。申請地の右側は土地改良をしており、このような場合は 1 種農地になりますが、集落接続という例外

	規定がありますので問題ないものと判断しました。
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしくお願いします。 質問が無ければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 46 号は可とします。次に議案第 47 号農地法第 5 条第 1 項について、事務局説明をお願いします。
事務局	1 番は豊原の 1 筆で農用地です営農型太陽光発電施設への転用で使用貸借権の設定であります。営農型と言うことで、畑を行いながらですので転用は問題ありません。2 番は真壁の 3 筆で第 1 種農地です贈与による所有権の移転で一般住宅への転用であります。集落接続に該当しますので問題はないものと判断しました。3 番も真壁の 1 筆で第 1 種農地です贈与による所有権移転で一般住宅への転用であります。集落接続に該当しますので問題はないものと判断しました。
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしくお願いします。 質問がなければ、只今の議案について可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 47 号は可とします。次に議案 48 号買受適格証明願いについて、事務局説明願います。
事務局	それでは 19 ページをお開き下さい。那覇地方裁判所より競売の物件となっており適格証明が必要となっております。農地所在地が与座の 1 筆で従事日数、耕作面積等問題ないものと思います。
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしくお願いします。 質問がなければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 48 号可とします。

以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

2 番農業委員

百次 成仁

5 番農業委員

山崎 孝